

令和 8 年度

雫石町大村地区簡易水道水質検査計画



(大村浄水場)

雫石町上下水道課

雫石町上下水道課では、町民の皆様にお届けする水が安全であることを確認するため、水道法及び水道法施行規則に基づき、令和8年度の水質検査計画を策定しました。

《水質検査計画とは》

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査頻度などを定めたものです。

《計画の内容》

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点
4. 原水及び浄水の採水地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査の方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査計画の見直し
10. 水質検査の精度と信頼性
11. 関係者との連携

1. 基本方針

雫石町簡易水道事業により供給する水が、水質基準に適合し、安全であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 採水場所は、水質基準が適用される蛇口（浄水）に加えて、水源において原水の水質確認をするため、検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質管理上必要と判断した項目について、検査を行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類や状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、国土交通省の登録を受けている民間の業者に、採水から検査まで一貫して依頼し、水道法で定められた方法で行います。
- (5) 検査結果については評価の上、需要者の皆様に公表致します。

2. 水道事業の概要

雫石町大村簡易水道の概要です。

(1) 給水状況（令和6年度末データ）

区 分	内 容
給水区域面積	1.1 km ²
給水区域内人口	251 人
給水人口	132 人
給水区域内世帯数	109 戸
給水世帯数	57 戸
普及率（給水区域内）	52.59 %
計画一日最大給水量	167 m ³
一日最大配水量	89 m ³
一日平均配水量	24 m ³

(2) 浄水場・水源の名称、水源の種類及び浄水方法

浄水場の名称	所在地	水源の名称	原水の種類	浄水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	浄水方法	使薬 用剤
大村浄水場	南畑第11地割 源兵工地26-5外	・大村水源	・浅井戸 (大村橋付近)	196	・急速濾過 ・塩素消毒	・次亜塩素酸 ナトリウム ・ポリ塩化 アルミニウム

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理の留意点

浄水施設では原水水質の状況を把握し、施設ごとに適正な浄水処理を行い、基準に適合した安全な水を供給しています。

◎ 原水

(3) 地下水取水施設（浅井戸）

・大村水源

大村浄水場の大村水源は、地質に由来した鉄、マンガン成分が検出されていますが、急速ろ過処理により、水質基準値未満の数値まで除去しています。

◎ 浄水

(1) 浄水場

- ・消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）による消毒副生成物
- ・給水区域末端での色・濁り・残留塩素

4. 原水及び浄水の採水地点（別図参照）

雫石町簡易水道の採水地点です。

(1) 原水

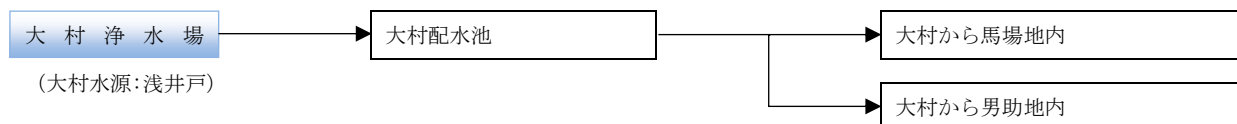
- ・大村水源 1箇所（大村浄水場）

(2) 浄水（蛇口）

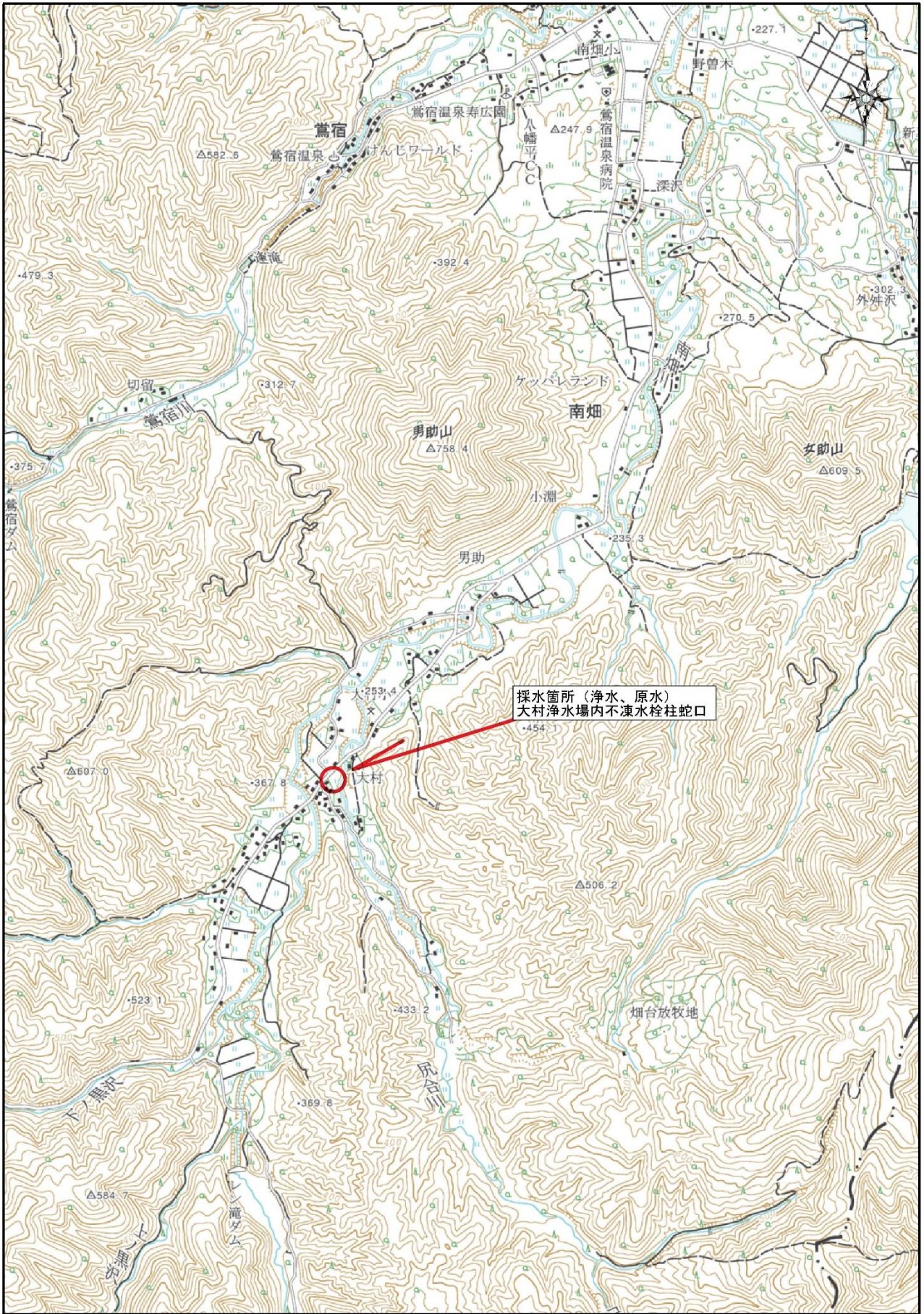
- ・大村系 1箇所（大村浄水場）

採水地点と水の流れ

《大村系》



大村地区簡易水道 水質検査採水場所位置図



5. 水質検査項目及び検査頻度

雫石町では、水道法第4条により水道水として供給される水が備えなければならない要件として定められた項目について、各配水系の水質状況を見ながら必要回数検査を実施します。

(1) 毎日検査項目（3項目）

「1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」については、末端に居住している世帯からモニターを選出し、1日1回の毎日検査を実施します。

(2) 水質基準項目（52項目）

水道法で定められた項目について、採水地点を定め検査を実施します。項目ごとに、過去3年間の検査結果により検査頻度を設定しますが、安全な水を供給するため全ての項目について、年1回以上の検査を実施します。

※ 検査項目・水質基準は、別表1のとおり

※ 検査項目の検査頻度は、別表2のとおり

※ 大村水源は清浄な地下水を原水として利用しており、カビ臭物質（No. 43、44）はこれまで検出されることがなく省略可能なため、年1回の検査を行います。

(3) その他の項目

・原水全項目（消毒副生成物及び味を除く40項目）

水源の水質状況を把握し、水質の安全を確保していくため、水源の原水全項目検査を実施します。今年度は年1回（7月）に実施します。

※ 検査項目・水質基準は、別表1のとおり

※ 水源ごとの検査頻度は、別表3のとおり

・クリプトスポリジウム等対策指針に基づく検査

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」、「(2) 原水等の検査」のレベルに合わせた頻度で、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施します。

※ 水源ごとの検査項目、検査頻度は別表3のとおり

・水道水の放射性物質の検査

東日本大震災による原発事故以降、雫石町上水道水質検査で令和3年度まで放射性物質の検査を実施してきましたが、検査結果はいずれも未検出となっています。この状況を踏まえ令和4年度以降、検査を実施しておりませんが、関係機関の状況を見ながら必要に応じて検査実施を検討します。

・水道水の有機フッ素化合物（PFOS, PFOR）の検査

有機フッ素化合物（PFOS, PFOR）は令和7年度まで国の水質管理目標設定項目（暫定目標値：PFOSとPFORの合算で50ng/L以下）に設定されていました。雫石町では令和6年度から令和7年度まで浄水及び原水の検査を年2回実施し、検査結果は未検出となっています。

令和8年度からは水質基準に引き上げられたことから、別表2に示す通り、基準に沿った検査を実施します。

別表 1

水質基準項目（52 項目）、原水全項目（22 番～32 番及び 49 番を除く 40 項目）並びに基準値

番号	項 目	基準値 (mg/L)	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	100 個以下	概ね 1 月に 1 回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと		不可	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下		可(注 1)	可(注 3)
5	セレン及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 3)
6	鉛及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 4)
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下		可(注 1)	可(注 3)
8	六価クロム化合物	0.02 以下		可(注 1)	可(注 4)
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下		可(注 1)	不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下		不可	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		可(注 1)	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下		可(注 1)	可(注 3)
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下		可(注 1)	可(注 3)
14	四塩化炭素	0.002 以下		可(注 1)	可(注 5)
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		可(注 1)	可(注 5)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		可(注 1)	可(注 5)
17	ジクロロメタン	0.02 以下		可(注 1)	可(注 5)
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
19	トリクロロエチレン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOR)	0.00005 以下		可(注 1)	不可
21	ベンゼン	0.01 以下		可(注 1)	可(注 5)
22	塩素酸	0.6 以下		不可	不可
23	クロロ酢酸	0.02 以下		不可	不可
24	クロロホルム	0.06 以下		不可	不可
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下		不可	不可
26	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		不可	不可
27	臭素酸	0.01 以下		不可	不可
28	総トリハロメタン	0.1 以下		不可	不可
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下		不可	不可
30	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	不可	不可	
31	ブロモホルム	0.09 以下	不可	不可	
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	不可	不可	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	可(注 1)	可(注 4)	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	可(注 1)	可(注 4)	
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	可(注 1)	可(注 4)	
36	銅及びその化合物	1.0 以下	可(注 1)	可(注 4)	
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	可(注 1)	可(注 3)	
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	可(注 1)	可(注 3)	

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度	検査回数の減	省略の可否
39	塩化物イオン	200 以下	概ね 1 月に 1 回以上	可(注 2)	不可
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
41	蒸発残留物	500 以下		可(注 1)	可(注 3)
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		可(注 1)	可(注 3)
43	ジェオスミン	0.00001 以下	原因藻類発生時期に 概ね 1 月に 1 回以上	不可	可(注 6)
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		不可	可(注 6)
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	概ね 3 月に 1 回以上	可(注 1)	可(注 3)
46	フェノール類	0.005 以下		可(注 1)	可(注 3)
47	有機物質 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 以下	概ね 1 月に 1 回以上	可(注 2)	不可
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下		可(注 2)	不可
49	味	異常でないこと		可(注 2)	不可
50	臭気	異常でないこと		可(注 2)	不可
51	色度	5 度以下		可(注 2)	不可
52	濁度	2 度以下		可(注 2)	不可

※ 検査回数の減は (注 1)、(注 2) を、省略の可否は (注 3)、(注 4)、(注 5) を参照。

- (注 1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変るおそれが少ないと認められる場合 (過去 3 年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。) であって、過去 3 年間における当該事項の検査結果が水質基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上と、10 分の 1 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上とすることができる。
- (注 2) 自動連続測定・記録をしている場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることができる。
- (注 3) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかである場合、省略可。
- (注 4) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水、水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- (注 5) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況 (地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。) を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- (注 6) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況 (湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。) を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

別表2 系統別検査計画 (系統名 大村系)

■10%超過20%以下 (年1回)

■20%超過50%以下 (3月に1回)

■50%超過 (毎月)

No	水質基準項目	基準値	過去3年間検査結果最大値	基準比	法令検査頻度	検出状況による法令検査頻度	R8年度検査実施頻度	法令より強化した項目
1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	0.005mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.76mg/l	7.6%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.12mg/l	15.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタネン酸(PFOR)	0.00005mg/l以下	0.00005mg/l未滿(過去2年の最大値)		1回/3ヶ月	1回/年	1回	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
22	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
24	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l	1.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
27	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.002mg/l	2.0%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001mg/l	1.1%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	回数減不可
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.004mg/l	0.4%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.03mg/l	15.0%	1回/3ヶ月	1回/年	1回	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
36	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10.4mg/l	5.2%	1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
39	塩化物イオン	200mg/l以下	8.8mg/l	4.4%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	64mg/l	21.3%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
41	蒸発残留物	500mg/l以下	166mg/l	33.2%	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	4回	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未滿		原因藻類発生時期に概ね1月に1回以上	1回/年	1回	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.00001mg/l未滿		原因藻類発生時期に概ね1月に1回以上	1回/年	1回	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
46	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005mg/l未滿		1回/3ヶ月	1回/3年	1回	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	0.4mg/l	13.3%	1回/月	1回/月	12回	回数減不可
48	pH値	5.8以上8.6以下	7.4		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
49	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
50	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
51	色度	5度以下	0.5度未滿		1回/月	1回/月	12回	回数減不可
52	濁度	2度以下	0.1度未滿		1回/月	1回/月	12回	回数減不可

別表3

原水全項目検査、クリプトスポリジウム等検査

水質検査項目	大村水源
原水全項目(40項目)	1
クリプトスポリジウム	1
ジアルジア	1
大腸菌(指標菌)	4
嫌気性芽胞菌(指標菌)	4

大村水源のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断レベルは以下のとおりです。

- ・レベル2(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)

6. 水質検査の方法

水質基準項目や、水質管理目標設定項目、その他の雫石町が独自に検査する項目に関しては、国土交通省に登録している民間の水質検査機関に依頼して行います。採水については、上下水道課職員立会いで行い、水道法で定められた検査方法で行います。

毎日水質検査項目は、各配水系の末端に居住している世帯からモニターを選出し、1日1回検査を実施します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があるとみとめられたとき。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、事業年度開始前に作成し、町のホームページに掲載します。また、水質検査結果についても町のホームページへ掲載します。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査の各項目について、検査結果と水質基準を比較検討し、浄水方法の確認や改善、また次年度の水質検査計画へ反映させることにより、安全・安心な水道水の供給を目指します。

10. 水質検査の精度と信頼性

水質検査を依頼する水質検査機関は、国土交通省に登録され、精度の高い検査体制を整えており、内部精度管理はもちろんの事、外部制度管理にも対応した信頼性の高い水質検査機関で実施します。

11. 関係者との連携

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岩手県環境生活部や岩手県県央保健所、近隣市町村などの関係機関と情報交換するとともに、連携して被害状況等を確認し迅速に対策を講じます

※ お問い合わせ

雫石町役場 上下水道課（施設係）

住 所 〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1（雫石町役場）

【上下水道課直通ダイヤル及び FAX 番号】

電話 019-692-6408（内線 386・387） FAX 019-692-2813

《参考：雫石町ホームページ》 <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>